

手形・小切手等の全面的な電子化に向けた取組みに関するお知らせ

平素より佐久浅間農業協同組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、手形・小切手等の全面的な電子化に向けた取組みに伴い、以下のとおり取扱いを変更します。

1. 手形・小切手の最終振出期限の設定

手形・小切手の最終振出期限を、2027 年 3 月 31 日（水）とします。

- ・ 2027 年 4 月 1 日（木）以降に振り出された手形・小切手は、当座勘定からお支払いすることができません。

2. 他金融機関を支払地とする手形・小切手の受付停止

2027 年 4 月 1 日（木）以降、他金融機関を支払地とする手形・小切手について、以下の受付を停止します。

- ・ 貯金口座への入金
- ・ 代金取立
- ・ 当該手形・小切手を代わり金とする当組合あての振込（他金融機関あての振込は規定上お取り扱いできません）

3. 未使用手形・小切手用紙の取扱いについて

未使用手形・小切手用紙の買戻しは行いません。なお、お手元の小切手は、お取引店舗での現金での出金、振込や納税等に限り、引き続き利用いただけます。

4. 定額小為替証書および振替払出証書の取扱終了

当組合窓口での、ゆうちょ銀行発行の「定額小為替証書」および「振替払出証書」の取扱いを、2027 年 3 月 31 日（水）をもって終了します。

取扱終了後は、お手持ちの証書を最寄りの郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行の窓口へお持ちください。

5. 株式配当金領収証の店頭受付停止

株式配当金領収証の当組合窓口での受付を、2027 年 3 月 31 日（水）をもって停止します。

これまで当組合窓口で株式配当金領収証を換金されていたお客様は、以下の方法への変更をご検討ください。

- ・銀行等の預貯金口座で受け取る方法（登録配当金受領口座方式）
- ・証券会社の取引口座で受け取る方法（株式数比例配分方式）
- ・郵便局または他金融機関へ株式配当金領収証を持参する方法

受取方法の変更手続きについては、お取引のある証券会社へご相談ください。

手形・小切手の電子化は、政府、産業界、金融界が一体となって進めている取組みです。

（全銀協ホームページ <https://www.zenginkyo.or.jp/tegata-kogitte-haishi/>）

これを機に、インターネットバンキングなどの電子的な決済手段の活用をご検討ください。

お客様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

今後とも佐久浅間農業協同組合をご利用くださいますよう、よろしくお願いいたします。